

災害被災者支援と災害対策改善を求める広島県連絡会（略称：広島県災対連）

広島災対連NEWS

N018 2015年5月16日発行

事務局：広島県労連 広島市東区光町 2-9-24-205 TEL082-262-1550 FAX082-261-5059

ブログ//h-kenroren.cocolog-nifty.com// E-mail/bwz23598@nifty.com

「砂防ダムたちのき者連絡会」が結成される！

～広島県災対連の呼びかけで61名が参加(5月8日)～

2014年8月の広島市の土砂災害で砂防ダムの建設により立ち退きの対象となっている被災地の住民たちが5月8日、「広島市土石流災害砂防堰堤（砂防ダム）建設計画立ち退き対象者連絡会」（略称：砂防ダムたちのき者連絡会）を結成（佐東公民館）しました。

この会には、被災者34世帯・44名、支援・賛同者11団体・17名、（マスコミ：7社17名）が参加しました。

国土交通省は今年度、被災地の28か所で砂防ダムの建設を計画していて安佐南区の緑井地区と八木地区の少なくとも70世帯が立ち退きの対象となっています。

会合で、住民からは「災害により土地の評価額など資産価値が下がっていて被災後の状態で土地や住宅の評価が行われると立ち退きの際の補償額が下がってしまう」といった不安の声が上がっていました。

連絡会の目的と性格は「①立ち退き者のくらしと権利を守ることを会の目的とする。②砂防ダム建設にかかわる立ち退き者の生活と住宅の再建を保障する運動をすすめる。③砂防堰堤建設計画立ち退き保障に関わる共同要求・共同交渉の運動団体とする。④被災者・関係者の、個々の交渉・要求を尊重し、支援する。」

連絡会の代表は、緑井7丁目中丸益好さん、八木3丁目川地勇さんとし、事務局を「災害被災者支援と災害対策改善を求める広島県連絡会（732-0052 広島県広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労連気付）」にすることを確認しました。

国土交通省は5月末から来月にかけて対象の住民に補償額を提示する計画で、連絡会では立ち退き後も住まいや交通の利便性などの面で災害前と同じ水準の暮らしが維持できるよう、提示に先だって5月下旬にも国に適切な補償を求める申し入れを行うことを決めました。



△代表の川地さん（左が中丸さん）



△会場いっぱい参加



△災対連代表の池上弁護士（右が松岡弁護士）